

**令和6年度
普通会計決算見込みの概要**

福岡県

総務部財政課

1 令和6年度普通会計決算見込みの概要

令和6年度の普通会計決算は、

- 県税収入は、7,842億円で過去最高。
- 実質収支は、97億円の黒字で過去最高。（49年連続の黒字）
（令和7年度に返納する新型コロナ対策分の国庫支出金及び今後精算される普通交付税を除いたもの）
- 県債残高は、3兆7,174億円で前年度から519億円減少。（3年連続の減少）

- 歳入については、
企業業績が好調であったことに伴う法人二税の増加や、県内消費拡大に伴う地方消費税の増加により、地方消費税清算後の県税収入は令和4年度以来、2年ぶりの過去最高となり、歳入総額は、前年度から394億円増加し、2兆937億円となった。
- 歳出については、
給与改定や定年の引上げに伴う退職者の増加により、人件費が増加したことに加え、後期高齢者医療給付や障がい者自立支援給付等、社会保障関係費の継続的な増加により、歳出総額は前年度から392億円増加し、2兆326億円となった。

令和6年度決算収支状況

（単位：百万円）

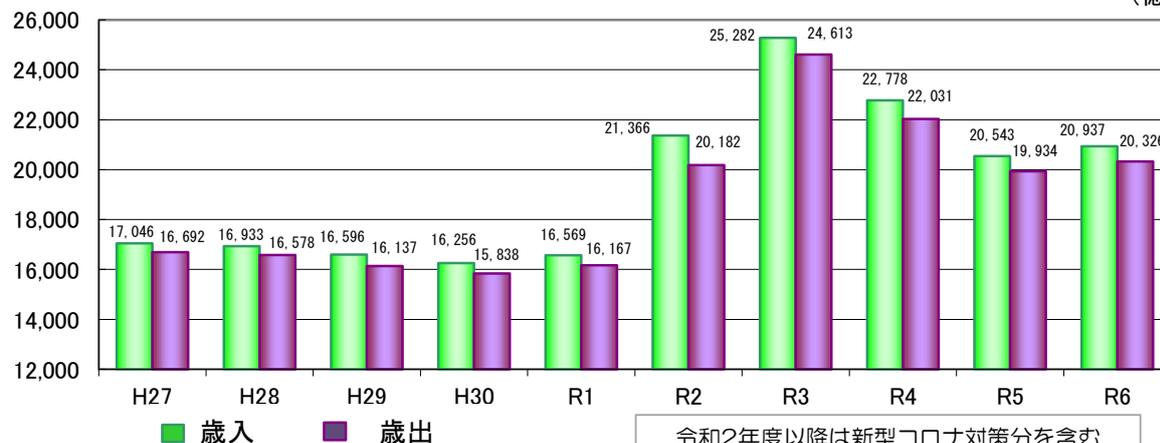
区 分	決算額	前年度	増減額
歳入総額 (a)	2,093,700	2,054,311	39,389
歳出総額 (b)	2,032,626	1,993,405	39,221
翌年度へ繰り越すべき財源 ※ (c)	51,397	51,649	△ 252
実質収支 (d)=(a)-(b)-(c)	9,677	9,257	420

※ 翌年度へ繰り越すべき財源…翌年度への繰越事業の支出に充てる財源のうち、収入済みのもの。
翌年度に返納する新型コロナ対策分の国庫支出金及び今後精算される普通交付税精算分を含む

最近10年間の決算規模の推移

歳入・歳出

（億円）



※普通会計…総務省が実施する「地方財政状況調査」において、公営事業会計以外の会計を一つの会計としてまとめたものをいう。本県の場合、一般会計と特別会計（国民健康保険事業、県営埠頭施設整備運営事業の2会計を除く）を合算したものである。

2 歳入歳出決算の状況

令和6年度普通会計決算見込み対前年度比較表

(単位:百万円、%)

区 分	決 算 額		増減額 (A)-(B)	増減率 (A)/(B)
	令和6年度(A)	令和5年度(B)		
歳入総額(a)	2,093,700	2,054,311	39,389	101.9
(1) 県税	784,235	730,869	53,366	107.3
個人県民税	149,423	148,381	1,042	100.7
法人二税	216,362	190,252	26,110	113.7
地方消費税	276,221	250,475	25,746	110.3
その他	142,229	141,761	468	100.3
(2) 地方譲与税	115,249	101,263	13,986	113.8
うち特別法人事業譲与税	110,755	96,835	13,920	114.4
(3) 地方特例交付金	13,478	2,662	10,816	506.3
(4) 地方交付税	325,356	312,122	13,234	104.2
普通交付税	321,347	307,407	13,940	104.5
特別交付税	4,009	4,715	▲ 706	85.0
(5) 国庫支出金	231,515	267,139	▲ 35,624	86.7
うち新型コロナ対策分(包括支援交付金等)	15,039	65,200	▲ 50,161	23.1
(6) 県債	170,431	180,169	▲ 9,738	94.6
通常債	159,492	156,527	2,965	101.9
臨時財政対策債	10,939	23,642	▲ 12,703	46.3
(7) その他	453,436	460,087	▲ 6,651	98.6
うち中小企業振興資金貸付金償還金	262,427	281,613	▲ 19,186	93.2
財政調整基金等三基金からの繰入	44,744	38,052	6,692	117.6
職員退職手当基金からの繰入	7,524	0	7,524	皆増
歳出総額(b)	2,032,626	1,993,405	39,221	102.0
(1) 義務的経費	1,052,207	1,003,437	48,770	104.9
人件費	399,673	372,285	27,388	107.4
うち退職手当	30,185	15,861	14,324	190.3
職員給	302,788	290,988	11,800	104.1
社会保障関係費	402,798	388,857	13,941	103.6
後期高齢者医療給付費負担金	88,512	82,030	6,482	107.9
障がい者自立支援給付費	36,926	33,276	3,650	111.0
教育・保育給付費	35,550	32,813	2,737	108.3
その他	241,810	240,738	1,072	100.4
公債費	249,736	242,295	7,441	103.1
(2) 投資的経費	260,702	251,853	8,849	103.5
補助公共事業費	151,614	143,175	8,439	105.9
単独公共事業費	70,543	67,983	2,560	103.8
直轄事業負担金	19,554	18,483	1,071	105.8
災害復旧事業費	18,991	22,212	▲ 3,221	85.5
(3) その他	719,717	738,115	▲ 18,398	97.5
うち中小企業振興資金融資費	263,776	289,921	▲ 26,145	91.0
感染症患者入院病床・宿泊療養施設確保費	0	13,156	▲ 13,156	皆減
税関連交付金	176,726	162,720	14,006	108.6
基金積立金	55,622	46,111	9,511	120.6
うち財政調整基金等三基金への積立金	32,958	15,667	17,291	210.4
出産・子育て安心基金への積立金	52	10,044	▲ 9,992	0.5
職員退職手当基金への積立金	8	7,516	▲ 7,508	0.1
翌年度へ繰り越すべき財源(c)	51,397	51,649	▲ 252	99.5
実質収支(a)-(b)-(c)	9,677	9,257	420	104.5

主な増減理由

歳入

(1) 県税

- 7,842億円で、対前年度534億円(7.3%)の増
- ・企業業績が好調であったことに伴う法人二税の増
 - ・県内における消費拡大に伴う地方消費税の増

(2) 地方譲与税

- 1,152億円で、対前年度140億円(13.8%)の増
- ・企業業績が好調であったことに伴う特別法人事業譲与税の増

(3) 地方特例交付金

- 135億円で、対前年度108億円(506.3%)の増
- ・地方財政計画において、定額減税による個人住民税の減収が見込まれたことに伴う地方特例交付金の増

(4) 地方交付税

- 3,254億円で、対前年度132億円(4.2%)の増
- ・地方財政計画において、臨時財政対策債への振替額が減少したことに伴う普通交付税の増

(5) 国庫支出金

- 2,315億円で、対前年度356億円(13.3%)の減
- ・感染症患者入院病床や宿泊療養施設の確保等の新型コロナ対策に充てる新型コロナウイルス感染症包括支援交付金等の減

(6) 県債

- 1,704億円で、対前年度97億円(5.4%)の減
- ・地方財政計画において、地方交付税からの振替額が減少したことに伴う臨時財政対策債の減

(7) その他

- 4,534億円で、対前年度67億円(1.4%)の減
- ・新型コロナの影響を受けた中小企業に対する貸付金償還金の減

歳出

(1) 義務的経費

- 1兆522億円で、対前年度488億円(4.9%)の増

○人件費

- 3,997億円で、対前年度274億円(7.4%)の増
- ・給与改定による職員給の増及び定年の引上げに伴い定年退職者が増加したことによる退職手当の増

○社会保障関係費

- 4,028億円で、対前年度139億円(3.6%)の増
- ・高齢化の進行等による後期高齢者医療負担金の増及び支給件数の増による障がい者自立支援給付費の増
 - ・保育士・幼稚園教諭の処遇改善に伴う教育・保育給付費負担金の増

○公債費

- 2,497億円で、対前年度74億円(3.1%)の増
- ・臨時財政対策債の元金償還額の増

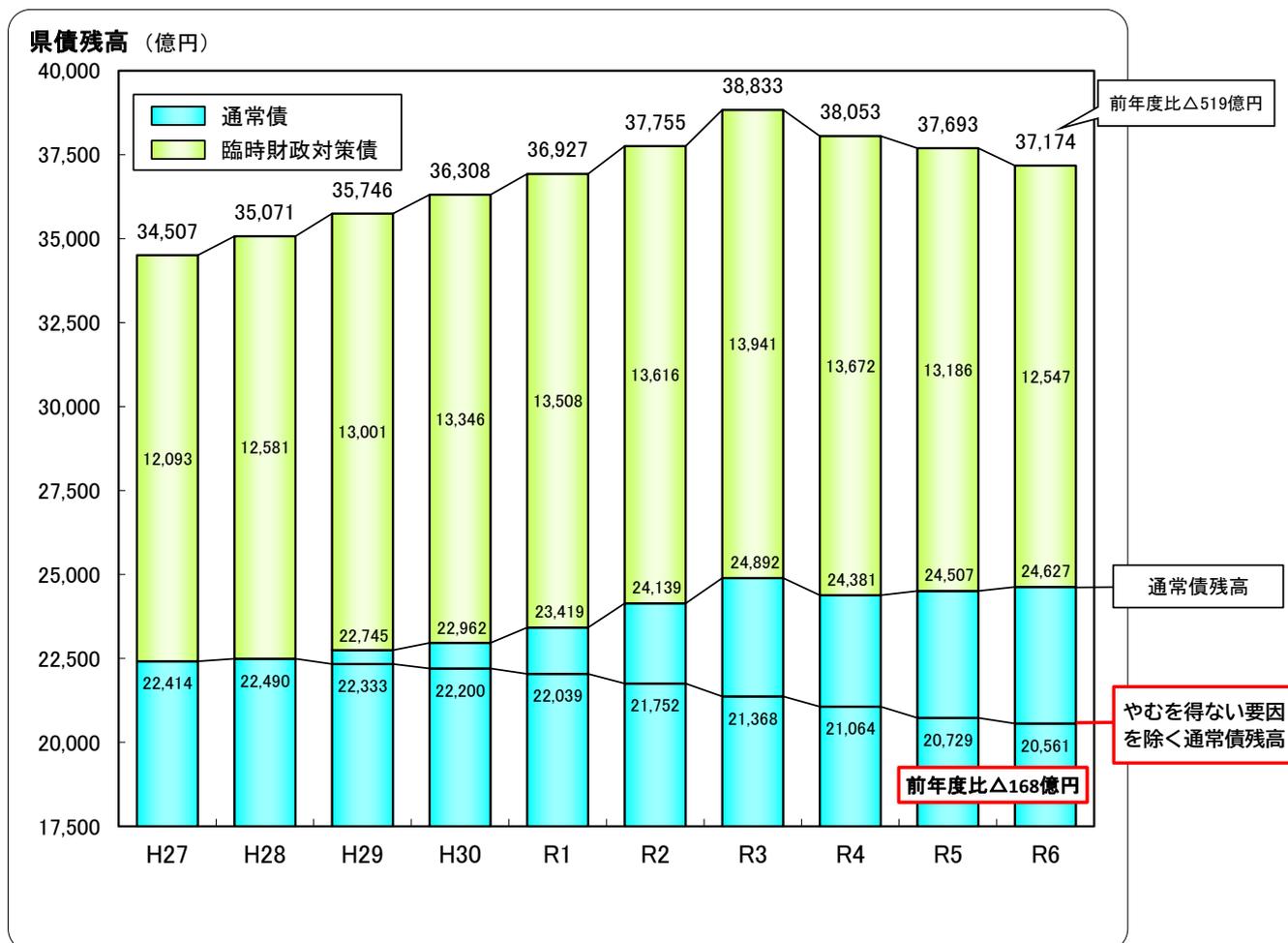
(2) 投資的経費

- 2,607億円で、対前年度88億円(3.5%)の増
- ・福岡つくし特別支援学校及びむなかた特別支援学校、福岡県警察篠栗合同庁舎(仮称)の新設工事に係る補助公共事業費の増

(3) その他

- 7,197億円で、対前年度184億円(2.5%)の減
- ・新型コロナ対策に係る中小企業振興資金融資費、感染症患者入院病床確保・宿泊療養事業費の減

3 県債残高及び基金残高の状況

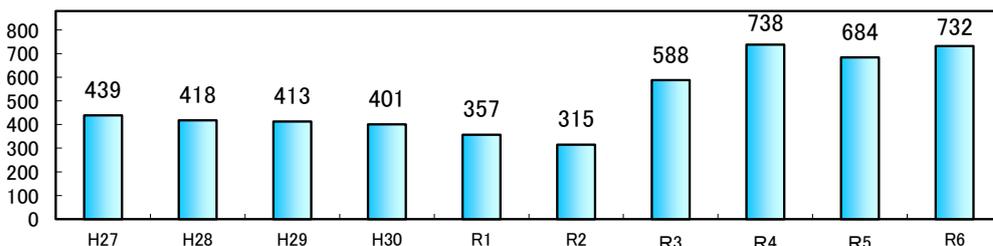


地方交付税の振替財源である臨時財政対策債の発行額の減少等により、令和6年度末の県債残高は前年度末と比較して519億円減少した。また、豪雨災害の復旧・復興対策などのやむを得ない要因を除いた通常債残高は、前年度末と比較して168億円減少した。

【参考】○やむを得ない要因…災害復旧・復興対策、国の防災・減災、国土強靱化への対応、国の補正予算対応、減収補填債発行、コロナ感染症対策

○令和6年度の県民一人当たりでみた場合の県債残高は73万円。
全国比較が可能な令和5年度では低い方から15番目。

財政調整基金等三基金残高（億円）



※ 財政調整基金等三基金残高は、財源調整に用いる財政調整基金、減債基金及び公共施設整備基金の残高の合計を示している。

財政調整基金等三基金の残高は、税収が堅調に推移したことや、財政改革プラン2022に基づく改革措置を着実に実行したことなどにより、732億円を確保した。

4 主な財政指標

普通会計の実質収支は黒字であり、公営企業会計についても資金不足は発生していない。実質公債費比率、将来負担比率についても「早期健全化基準」を大きく下回っており、財政の健全性を維持している。

1. 健全化判断比率等(暫定値)

(1) 健全化判断比率

健全化判断比率とは、地方公共団体の財政健全性を示す指標として、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により設けられた比率。

この比率のいずれかが、早期健全化基準以上になると財政健全化計画、財政再生基準以上になると財政再生計画の策定が義務づけられる。

○実質赤字比率 — % (実質赤字比率がない) (R5 — %)

普通会計における実質赤字の標準財政規模の額に対する比率。
本県の実質収支は黒字である。

早期健全化基準 3.75%
財政再生基準 5.00%

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{普通会計の実質赤字額}}{\text{標準財政規模の額}}$$

[標準財政規模の額]

・標準的に収入が見込まれる一般財源の総額（県税、地方譲与税、普通交付税、臨時財政対策債、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金の収入見込みの合算額）

○連結実質赤字比率 — % (連結実質赤字比率がない) (R5 — %)

全会計(普通会計及び公営企業会計)における実質赤字の標準財政規模の額に対する比率。
本県の普通会計の実質収支は黒字であり、公営企業会計についても資金不足は発生していない。

早期健全化基準 8.75%
財政再生基準 15.00%

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{全会計の実質赤字額}}{\text{標準財政規模の額}}$$

○実質公債費比率 11.9% (R5 11.3%)

普通会計が負担する実質的な公債費の、標準財政規模等の額に対する比率(過去3か年平均)。前年度に比べ0.6ポイント高くなっているが、早期健全化基準である25%を大幅に下回っている。

早期健全化基準 25%
財政再生基準 35%

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(A + B) - (C + D)}{E - D}$$

- A…地方債の元利償還金(繰上償還等除く)
B…地方債の元利償還金に準ずるもの(公営企業の元利償還金への一般会計からの繰出金、共済組合への建設費償還金など)
C…元利償還金の財源に充てられる特定財源
D…元利償還金等に係る基準財政需要額算入額
E…標準財政規模の額

○将来負担比率 245.3% (R5 248.4%)

公営企業、公社等を含めて、普通会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模等の額に対する比率。

標準財政規模の額の増加により、前年度に比べ3.1ポイント低くなっており、早期健全化基準である400%を大幅に下回っている。

早期健全化基準 400%

$$\text{将来負担比率} = \frac{A - B}{C - D}$$

- A…将来負担額
・普通会計地方債現在高
・債務負担行為に基づく支出予定額(共同債等除く)
・公営企業債に充てる普通会計からの繰入見込額
・全職員が自己都合退職したと仮定した場合の退職手当要支給額
・公社、地方独立行政法人の負債額
・損失補償契約を締結している団体等に対する負担見込額
- B…将来負担額に充当可能な財源
・充当可能基金
・充当可能特定財源
・地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額
- C…標準財政規模の額
D…元利償還金等に係る基準財政需要額算入額

(2)資金不足比率(公営企業会計)

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」において地方公営企業の財政の健全性を示す指標として資金不足比率が設けられた。この比率が経営健全化基準以上になると、経営健全化計画の策定が義務づけられる。

本県では、すべての公営企業において資金不足は発生していない。

経営健全化基準 20%

・病院事業会計	— % (R5 — %)	} 資金不足比率がない。
・流域下水道事業会計	— % (R5 — %)	
・電気事業会計	— % (R5 — %)	
・工業用水道事業会計	— % (R5 — %)	
・工業用地造成事業会計	— % (R5 — %)	
・県営埠頭施設整備運営事業特別会計	— % (R5 — %)	

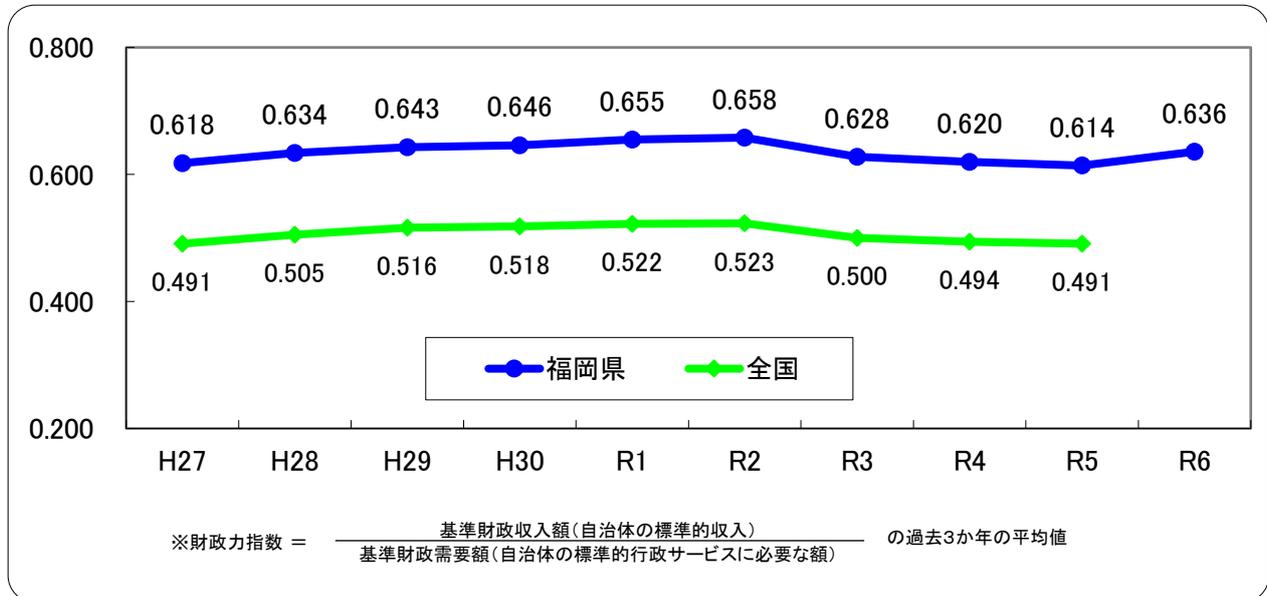
$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業規模}}$$

2. その他の財政指標

○財政力指数 0.636 (R5 0.614)

普通交付税の算定に用いる基準財政収入額（地方公共団体の標準的な収入）の、基準財政需要額（標準的行政サービスに必要な額）に対する比率の過去3か年の平均値であり、財政力指数が高いほど財政運営の自主性が高いとされている。

本年度は、0.636と前年度に比べ0.022ポイント高くなった。



○経常収支比率 95.6% (R5 97.3%)

経常的に支出される経費に充てた一般財源（人件費、社会保障関係費、公債費等）の、経常的に収入される一般財源（県税、普通交付税、臨時財政対策債等）に対する比率であり、経常収支比率が低いほど財政構造に弾力性がある（社会経済や行政需要の変化に適切に対応していくための施策は充てる財源が確保されている）。

本年度は95.6%と前年度に比べ1.7ポイント低くなった。

